

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 マッチング拠出における掛金額変更制限等について（国民年金基金規則等の一部改正省令案）（パブリック・コメント）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2026年1月30日に、国民年金基金規則等の一部を改正する省令案についてのパブリック・コメント（意見募集）手続きを開始しました（2月28日まで意見募集）。これは、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年改正法）において、企業型DCの加入者掛金拠出（マッチング拠出）における「加入者掛金額は事業主掛金額を超えない」という制限が撤廃されたこと等を踏まえたものです。

《パブリック・コメント HP》

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250401&Mode=0>

《参考：厚生労働省、令和7年改正法 HP》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

【改正案の概要】 パブリック・コメント HP「概要」を基に以下記載

- （1）令和7年改正法において確定給付企業年金の受給権者等が死亡した場合の届出を省略することを可能とする規定が整備されたことに伴う措置を定めるもの。
- （2）iDeCo加入者が複数事業所に使用されている場合であって、中小事業主掛金納付

制度（iDeCo+）の対象となる中小事業主に使用されるとともに、別の事業所において企業型 DC や DB 等の他制度の加入者となっている場合には、その旨を iDeCo+を実施している当該中小事業主に対して申し出なければならないことを定めるもの。

- (3) 令和 7 年改正法において石炭鉱業年金基金の解散及び DB への移行が可能となったことに伴う措置を定めるもの。
- (4) 令和 7 年改正法において企業型 DC のマッチング拠出における「加入者掛金額は事業主掛金額を超えない」という制限が撤廃されたことに伴い、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 11 月 30 日までの間に企業型 DC 加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合は、企業型 DC の加入者掛金額の変更回数を年 1 回までとする制限の例外とすることを定めるもの。
- (5) その他所要の規定の整備を行うもの。

【施行期日等】

公布日 : 2026 年 3 月下旬 (予定)

施行期日 : 2026 年 4 月 1 日

*****メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ)*****

運営 : 日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202602-170-0403-D